

帆布製品製造技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ  
制定 昭和49年度 改正 平成17年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ  
同 上
3. 3級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ  
制定 平成10年度 改正 平成17年度
4. 基礎級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ  
同 上

1 1級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 帆布製品製造法</p> <p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>製造工程</p> <p>裁断の方法</p> <p>縫製の手順及び方法</p>	<p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>(1) 検反機 (2) 延反機 (3) 裁断台</p> <p>(4) 裁断機 (5) はと目打ち機 (6) 裁ちばさみ</p> <p>(7) 目打ち (8) カッタ</p> <p>2 次の機械の種類、特徴及び使用方法</p> <p>(1) ミシン (2) 熱風溶着機</p> <p>(3) 高周波ウエルダー溶着機</p> <p>帆布製品の製造工程に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程分析 (2) 作業分析</p> <p>(3) 作業時間の設定 (4) 標準時間の設定</p> <p>(5) 数量管理及び品質管理 (6) 検査</p> <p>帆布製品の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の要尺</p> <p>(3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断</p> <p>1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 仮付け</p> <p>(3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法</p> <p>(5) 溶着加工の方法</p> <p>(6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について詳細な</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 施工法</p> <p>帆布製品取付工事の施工計画</p> <p>帆布製品取付工法</p> <p>力学に関する基礎知識</p> <p>3 材料</p> <p>帆布製品の材料の種類、特徴及び用途</p>	<p>知識を有すること。</p> <p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形  (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け  (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 藤編み  (10) 目止め処理 (11) ほと目加工 (12) ロープ付け</p> <p>帆布製品取付工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 施工の順序 (2) 寸法取り  (3) 材料の手配、搬入及び保管 (4) 作業員の配置  (5) 作業器材の選定及び配置 (6) 関連他工事の連けい  (7) 工程表の作成  (8) 仕様書、設計図に基づく積算  (9) 安全管理計画の作成</p> <p>1 帆布製品取付工法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) フレームの組立て方法  (2) 帆布製品の取付け及び張り方  (3) 足場</p> <p>2 帆布製品の組立て及び取付けに使用する機械及び器工具の用途に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電気溶接機 (2) ガス溶接機 (3) 電動工具  (4) 取付工具 (5) 測量器具 (6) 移動式クレーン等  (7) 高所作業車</p> <p>力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味  イ トラス                      ロ ラーメン                      ハ 単純ばり  ニ 片持ちばり                      ホ 連続ばり</p> <p>(2) 次に掲げる事項  イ 自重                      ロ 風圧力                      ハ 積雪荷重  ニ 力のつり合い                      ホ 力のモーメント  ヘ 安定、不安定</p> <p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
<p>規格</p> <p>5 意匠図案 帆布製品のデザイン 色彩</p> <p>6 製図 帆布製品取付工事の施工図 の作成方法</p> <p>7 関係法規 建築基準法（昭和25年法律 第201号）、屋外広告物法 （昭和24年法律第189号） 等帆布製品取付工事関係法 令のうち、帆布製品取付工 事に関する部分</p> <p>8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知 識</p>	<p>すること。</p> <p>(1) 麻ロープ(JIS L 2701) (2) ビニロンロープ(JIS L 2703) (3) ナイロンロープ(JIS L 2704)</p> <p>帆布製品の基本デザインに関し、一般的な知識を有すること。 色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有するこ と。</p> <p>(1) 次に掲げる色彩用語の意味</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 色相</td> <td>ロ 明度</td> <td>ハ 彩度</td> </tr> <tr> <td>ニ 補色</td> <td>ホ 寒色</td> <td>ヘ 暖色</td> </tr> <tr> <td>ト 膨張色</td> <td>チ 収縮色</td> <td>リ 面積効果</td> </tr> <tr> <td>ヌ 明度対比</td> <td>ル 色相對比</td> <td>ヲ 色の軽重感</td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる配色用語の意味</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 同系配色</td> <td>ロ 類似配色</td> <td>ハ 対照配色</td> </tr> </table> <p>1 帆布製品の各種設計図面の読図について一般的な知識を有する こと。</p> <p>2 日本産業規格の建築製図通則（帆布製品取付工事に関する部分 に限る。）について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次に掲げる法令に関し、帆布製品取付工事に関する部分につい て一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築基準法関係法令 (2) 屋外広告物法関係法令 (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）関係法令 (4) 消防法（昭和23年法律第186号）関係法令</p> <p>2 製造物責任法（平成6年法律第85号）関係法令のうち帆布製品 製造に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、 次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取 扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順</p>	イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度	ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色	ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果	ヌ 明度対比	ル 色相對比	ヲ 色の軽重感	イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色
イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度														
ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色														
ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果														
ヌ 明度対比	ル 色相對比	ヲ 色の軽重感														
イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色														

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>帆布製品製造作業</p> <p>作業指示書の作成</p> <p>現寸図及び型紙の製作</p> <p>裁断及び縫製</p> <p>組立て及び取付け</p> <p>仕上げ及び検査</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>設計図により作業指示書の作成ができること。</p> <p>1 現寸図の作成ができること。</p> <p>2 型紙の製作ができること。</p> <p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。</p> <p>2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p> <p>1 フレームの組立て及び取付けができること。</p> <p>2 フレームの製品の取付けができること。</p> <p>仕上げ作業及び検査ができること。</p> <p>1 積算ができること。</p> <p>2 見積りができること。</p>

2 2級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 帆布製品製造法</p> <p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>製造工程</p> <p>裁断の方法</p> <p>縫製の手順及び方法</p>	<p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>(1) はと目打ち機 (2) 裁ちばさみ</p> <p>(3) 目打ち (4) カッタ</p> <p>2 次の機械の種類、特徴及び使用方法</p> <p>(1) ミシン (2) 熱風溶着機</p> <p>(3) 高周波ウエルダー溶着機</p> <p>帆布製品の製造工程に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程分析 (2) 作業分析</p> <p>(3) 作業時間の設定 (4) 標準時間の設定</p> <p>(5) 数量管理及び品質管理 (6) 検査</p> <p>帆布製品の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の要尺</p> <p>(3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断</p> <p>1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 仮付け</p> <p>(3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法</p> <p>(5) 溶着加工の方法</p> <p>(6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 施工法</p> <p>帆布製品取付工事の施工計画</p> <p>帆布製品取付工法</p> <p>力学に関する基礎知識</p> <p>3 材料</p> <p>帆布製品の材料の種類、特徴及び用途</p>	<p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形  (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け  (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理  (10) ほと目加工 (11) ロープ付け</p> <p>帆布製品取付工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 施工の順序 (2) 寸法取り  (3) 材料の手配、搬入及び保管 (4) 作業員の配置  (5) 作業器材の選定及び配置 (6) 関連他工事の連けい  (7) 工程表の作成  (8) 仕様書、設計図に基づく積算  (9) 安全管理計画の作成</p> <p>1 帆布製品取付工法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) フレームの組立て方法  (2) 帆布製品の取付け及び張り方  (3) 足場</p> <p>2 帆布製品の組立て及び取付けに使用する機械及び器工具の用途に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電気溶接機 (2) ガス溶接機 (3) 電動工具  (4) 取付工具 (5) 測量器具 (6) 移動式クレーン等  (7) 高所作業車</p> <p>力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる用語の意味  イ トラス                      ロ ラーメン                      ハ 単純ばり  ニ 片持ちばり                      ホ 連続ばり</p> <p>(2) 次に掲げる事項  イ 自重                      ロ 風圧力                      ハ 積雪荷重  ニ 力のつり合い                      ホ 力のモーメント  へ 安定、不安定</p> <p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の繊維の種類、特徴及び用途</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目															
<p>5 意匠図案 帆布製品のデザイン 色彩</p>	<p>(1) 麻ロープ(JIS L 2701) (2) ビニロンロープ(JIS L 2703) (3) ナイロンロープ(JIS L 2704)</p> <p>帆布製品の基本デザインに関し、概略の知識を有すること。 色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次に掲げる色彩用語の意味</p> <table border="0" data-bbox="638 672 1356 851"> <tr> <td>イ 色相</td> <td>ロ 明度</td> <td>ハ 彩度</td> </tr> <tr> <td>ニ 補色</td> <td>ホ 寒色</td> <td>ヘ 暖色</td> </tr> <tr> <td>ト 膨張色</td> <td>チ 収縮色</td> <td>リ 面積効果</td> </tr> <tr> <td>ヌ 明度対比</td> <td>ル 色相對比</td> <td>ヲ 色の軽重感</td> </tr> </table> <p>(2) 次に掲げる配色用語の意味</p> <table border="0" data-bbox="638 896 1356 963"> <tr> <td>イ 同系配色</td> <td>ロ 類似配色</td> <td>ハ 対照配色</td> </tr> </table>	イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度	ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色	ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果	ヌ 明度対比	ル 色相對比	ヲ 色の軽重感	イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色
イ 色相	ロ 明度	ハ 彩度														
ニ 補色	ホ 寒色	ヘ 暖色														
ト 膨張色	チ 収縮色	リ 面積効果														
ヌ 明度対比	ル 色相對比	ヲ 色の軽重感														
イ 同系配色	ロ 類似配色	ハ 対照配色														
<p>6 製図 帆布製品取付工事の施工図 の作成方法</p>	<p>1 帆布製品の各種設計図面の読図について概略の知識を有すること。 2 日本産業規格の建築製図通則（帆布製品取付工事に関する部分に限る。）について概略の知識を有すること。</p>															
<p>7 関係法規 建築基準法、屋外広告物法 等帆布製品取付工事関係法 令のうち、帆布製品取付工 事に関する部分</p>	<p>1 次に掲げる法令に関し、帆布製品取付工事に関する部分について概略の知識を有すること。 (1) 建築基準法関係法令 (2) 屋外広告物法関係法令 (3) 道路交通法関係法令 (4) 消防法関係法令</p> <p>2 製造物責任法関係法令のうち帆布製品製造に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>															
<p>8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知 識</p>	<p>1 帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検</p>															

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>帆布製品製造作業</p> <p>裁断及び縫製</p> <p>組立て及び取付け</p> <p>仕上げ及び検査</p>	<p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。</p> <p>2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p> <p>1 フレームの組立て及び取付けができること。</p> <p>2 フレームの製品の取付けができること。</p> <p>仕上げ作業及び検査ができること。</p>

3 3級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 帆布製品製造法</p> <p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>裁断の方法</p> <p>縫製の手順及び方法</p> <p>2 施工法</p>	<p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>1 次の機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>(1) はと目打ち機 (2) 裁ちばさみ</p> <p>(3) 目打ち (4) カッタ</p> <p>2 次の機械の種類、特徴及び使用方法</p> <p>(1) ミシン (2) 熱風溶着機</p> <p>(3) 高周波ウエルダー溶着機</p> <p>帆布製品の裁断の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の要尺</p> <p>(3) 柄合わせ (4) 型紙による裁断及び直裁断</p> <p>1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 仮付け</p> <p>(3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法</p> <p>(5) 溶着加工の方法</p> <p>(6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形</p> <p>(4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け</p> <p>(7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理</p> <p>(10) はと目加工 (11) ロープ付け</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>帆布製品製造作業</p> <p>裁断及び縫製</p> <p>組立て及び取付け</p> <p>仕上げ</p>	<p>(7) 農業用シート (8) 防護用シート</p> <p>(9) コンテナバッグ</p> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 日除けテント (2) 装飾用テント</p> <p>(3) テント倉庫 (4) 可動式テント</p> <p>(5) 独立型テント (6) 大型テント</p> <p>(7) 空気膜構造</p> <p>3 次に掲げる災害防具及び運動用具の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 救助袋 (2) 非常持出袋 (3) 防災衣類</p> <p>(4) 防災用テント (5) オイルフェンス (6) 体操用マット</p> <p>1 帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他帆布製品製造作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令のうち、帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 型紙による裁断及び直裁断ができること。</p> <p>2 ミシン縫い等の縫製作業ができること。</p> <p>1 フレームの組立て及び取付けができること。</p> <p>2 フレームの製品の取付けができること。</p> <p>仕上げ作業ができること。</p>

4 基礎級帆布製品製造技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

帆布製品製造の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基本的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な帆布製品の種類</p> <p>2 主な帆布製品の製造の方法 帆布製品の製造に使用する 機械及び器工具の種類</p> <p>縫製の手順及び方法</p>	<p>1 次に掲げる帆布製品の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 集会用テント (2) 登山用テント (3) キャンピングテント (4) 建築工事用シート (5) トラック用シート (6) 船舶用シート (7) 農業用シート (8) 防護用シート (9) コンテナバッグ</p> <p>2 次に掲げるテント構造物の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 日除けテント (2) 装飾用テント (3) テント倉庫 (4) 可動式テント (5) 独立型テント (6) 大型テント (7) 空気膜構造</p> <p>帆布製品の製造に使用する機械及び器工具の種類に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の裁断用機械及び器工具の種類 イ 裁ちばさみ      ロ 目打ち      ハ カッタ</p> <p>(2) 次の機械の種類 イ ミシン      ロ 熱風溶着機 ハ 高周波ウエルダー溶着機</p> <p>1 帆布製品の縫製に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 仮付け (3) ミシン縫製の方法 (4) 接着加工の方法 (5) 溶着加工の方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 帆布製品用材料の種類</p> <p>4 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験 帆布製品の縫製 帆布製品製造作業 縫製</p>	<p>(6) 縫製に使用するミシン糸と針の関係</p> <p>2 帆布製品の加工仕上げに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁ち合わせ (2) 縫い合わせ (3) 整形 (4) 補強縫い (5) 端仕上げ (6) テープ付け (7) 窓付け (8) 附属品の取付け (9) 目止め処理 (10)はと目加工 (11)ロープ付け</p> <p>1 帆布製品に使用する生地に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の繊維の種類 イ 綿織物      ロ 化学繊維織物      ハ 交織織物 ニ 混紡織物      ホ 不織布</p> <p>(2) 次の織物組織の種類 イ 平織      ロ 斜文織(綾織)      ハ 朱子織 ニ ラッセル織</p> <p>2 帆布製品に使用する附属品及び縫い糸の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>帆布製品製造作業(取付工事を含む。)に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 帆布製品製造作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) 安全衛生標識(立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等) (9) 合図 (10)服装</p> <p>ミシン縫いによる縫製作業ができること。</p>